

# 弘前市談合情報対応マニュアル

施行：平成13年1月 4日  
改正：平成15年6月17日  
改正：平成25年4月 1日  
改正：平成26年3月18日  
改正：平成30年10月1日  
改正：平成31年4月 1日  
改正：令和 元年 5月 1日

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認

- (1) 入札に付そうとする建設工事等について入札談合に関する情報があった場合には、別紙1「談合情報の聴取事項」を参考として、可能な限り当該情報の提供者の身元・氏名等を確認のうえ内容を聴取し、談合情報報告書（第1号様式）により、速やかに第4の公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ報告するものとする。
- (2) 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で出所を明らかにするよう要請するものとする。
- (3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も同様とする。

### 2 委員会への報告

委員会の事務局は、1により入札談合に係る報告を受けた場合は、委員会の委員長へ報告するものとする。

### 3 委員会の招集及び審議

委員長は、2により報告を受けた場合、委員会を招集し、当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議し、決定するものとする。

### 4 公正取引委員会への通報及び警察への情報提供

委員会の事務局は、委員会の審議を踏まえて、第2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）について、手続の各段階において第2号様式「談合情報に関連する資料の送付について」により逐次公正取引委員会へ通報するものとする。

また、公正取引委員会へ通報するものについてはすべて、警察に対しても同様の情報提供を行うものとする。

### 5 情報に係る対応

報道機関等から談合情報についての対応状況の説明を求められた場合には、原則として委員長が対応するものとする。

## 第2 具体的な対応

談合情報が入った場合は、原則として次に従い対応するものとする。なお、詳細な手順等は、第3に従い行うこととする。

### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

#### (1) 委員会への報告

談合情報を入手したときは、直ちに第1の1により委員会の事務局へ報告するものとする。

委員会の事務局は、速やかに情報内容を整理し、委員長に報告するものとする。

#### (2) 委員会の招集及び審議

①委員長は、委員会を招集し、当該情報の信憑性及び調査の必要性等を審議することとする。

②審議の結果、当該情報に信憑性があり調査に値すると判断した場合は、事情聴取その他必要な調査を行うとともに、当該情報に係る談合情報報告書（第1号様式）を公正取引委員会へ通報することとする。

#### (3) 事情聴取

①入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。

②事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずるものとする。

③事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うものとする。

④聴取結果については、事情聴取書（第3号様式）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

#### (4) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

①事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、弘前市契約規則第19条の規定により入札を中止し、又は延期するものとする。

②入札を中止し、又は延期した場合は、公正取引委員会へその旨を速やかに報告するものとする。

#### (5) 談合の事実があったと認められない場合の対応

①事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書（第4号様式）を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。

②入札執行後、誓約書、入開札一覧表等の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

#### (6) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、入札参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、入札参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(2)以下

に従い対応するものとする。

## 2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合は、入札後において落札者及び落札金額は既に公表していること、また契約後においては入札結果を閲覧に供していることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により委員会において判断するものとする。

### (1) 契約締結以前の場合

#### ①委員会への報告

談合情報を入手したときは、直ちに第1の1により委員会の事務局へ報告するものとする。

委員会の事務局は、速やかに情報内容を整理し、委員長に報告するものとする。

#### ②委員会の招集及び審議

a,委員長は、委員会を招集し、当該情報の信憑性及び調査の必要性等を審議することとする。

b,審議の結果、当該情報に信憑性があり調査に値すると判断した場合は、事情聴取その他必要な調査を行うとともに、当該情報に係る談合情報報告書（第1号様式）を公正取引委員会へ通報することとする。

#### ③事情聴取

a,入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。

b,事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずるものとする。

c,聴取結果については、事情聴取書（第3号様式）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

#### ④談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

a,事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、弘前市契約規則第18条の規定により、入札を無効とすることとする。

b,入札を無効とした場合は、公正取引委員会へその旨を速やかに報告するものとする。

#### ⑤談合の事実があったと認められない場合の対応

a,事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書（第4号様式）を提出させたうえ、落札者と契約を締結するものとする。

b,契約を締結した後、公正取引委員会へその旨を誓約書の写しを添付のうえ報告するものとする。

### (2) 契約締結後の場合

原則として、契約締結以前の場合に準じた対応とするが、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、第1の3により着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ報告するものとする。

### 第3 個別手続きの手順等

第1に定める公正取引委員会への通報、第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

#### 1 公正取引委員会への通報等

- (1) 公正取引委員会への通報は、市長名において、委員会の事務局が行うものとする。
- (2) 公正取引委員会への通報の窓口は、公正取引委員会事務総局東北事務所（仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8F、電話022-225-7095）である。
- (3) 通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることが予想されるため、委員会の事務局は、提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。
- (4) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。

#### 2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、入札事務を所掌する課室かいの長、補佐、及び係長等の複数の職員により行うものとする。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙2を参考とした事情聴取項目を通知したうえ、1者ずつ会議室等に呼び出し、聞き取りを行う方法によるものとする。

#### 3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書は、公正取引委員会へ送付することがある旨を事情聴取の対象者に通知したうえ、第4号様式により事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする」旨の注意を促す場合には、入札執行前に別紙3を参考とした注意事項を読み上げること。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置することとする。

## 第4 公正入札調査委員会

### 1 趣旨

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置するものとする。

### 2 調査審議事項

委員会において、建設工事等について、入札談合に関する情報があった場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、入札談合に関する情報があった場合の対応の指示
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応の指示

### 3 委員会の構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

委員長 総務部長

委員 建設工事等を所掌する部等の長及び課長  
設計担当課長  
契約課長

- (2) 委員が不在の場合は、代理の出席を認めることができるものとする。
- (3) 委員長は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の持ち回りにより審議することができる。

### 4 事務局

委員会の事務局は、総務部契約課契約係に置くものとする。

# 談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日	年 月 日 ( ) 時 分
工事名等	
入札(予定)日	年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	・報道機関 ・その他 役職氏名等 連絡先
受信者	
情報手段	電話 書面 面接 報道 その他( )
情報内容	
応答の概要	
その他	

第2号様式

弘 発 第 号  
令和 年 月 日

公正取引委員会事務総局  
東北事務所長

様

弘前警察署長

弘前市長

談合情報に関する資料の送付について

当市所管  
する資料を、別添のとおり送付いたします。

の入札に係る談合情報に関連

記

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入開札一覧表 (写)
5. 入札に関する連絡 (写)

## 事 情 聴 取 書

工 事 名	
業 者 名	
事情聴取を受けた者の職・氏名	
事情聴取者の氏名	
日 時	令和 年 月 日 ( ) 時 分
場 所	
質 問 事 項	聴 取 内 容
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。</li> <li>2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、または話し合いをしたことがありますか。</li> <li>3. あつたとすれば、どのような内容の打合せ、または話し合いでしたか。</li> <li>4. このような情報が寄せられたことについて心当たり又は原因があれば教えてください。</li> <li>5. 本件工事の見積金額は誰が積算しましたか(職・氏名等)。</li> <li>6. その他必要事項</li> </ol>	

※工事以外の入札に係る場合は、入札名称に置き換える。



第4号様式

# 誓 約 書

年 月 日

弘 前 市 長 様

商号又は名称

代 表 者 名

印

担 当 者 名

今般の の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法の規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会へ送付されても異議はありません。

## 談合情報の聴取事項

情報提供者	氏名	
	職業	
	連絡先(住所・電話番号)	
情報の内容	いつ入手したか	
	どこで入手したか	
	誰から入手したか	
	工事名は	
	落札業者は	
	落札額は	
	情報提供の理由	

情報を受けた日時	月 日 時 分頃
情報を受けた者の職・氏名	

## 事 情 聴 取 項 目

1. 工事の入札に先立ち、すでに落札者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、または話し合いをしたことがありますか。
3. あったとすれば、どの様な内容の打合せ、または話し合いでしたか。
4. このような情報が寄せられたことについて心当たり又は原因があれば教えてください。
5. 本件工事の見積金額は 誰が積算しましたか（職・氏名等）。

※工事以外の入札に係る場合は、入札名称に置き換える。

## 入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報がありましたが、弘前市契約規則別記入札参加者心得書を遵守し、厳正に入札してください。
- 2 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、弘前市契約規則第18条第3号の規定により入札は無効とします。

(参考)

弘前市談合情報対応マニュアルのフローチャート

※入札執行前に談合情報を把握した場合

